

CITES/CoP19が開催される



ワシントン条約第19回締約国会議(CITES/CoP19)が、2022年11月14日から25日まで中米パナマの首都パナマシティで開催されました。既報(No122)の通り水生生物としては6つの附属書掲載提案があり、その審議結果は次の通りです。なお、附属書掲載は、別段の決定がない限り、締約国会議終了90日後に発効することになっています。(投票結果はゼブラ・プレコを除き第1委員会によるもので、全体会合での議論再開はありませんでした。)

- ①メジロザメ類(附属書Ⅱ掲載)：効力発生を12ヶ月後に延期した上で採択(賛成:88、反対:29、棄権:17)
- ②シュモクザメ類(附属書Ⅱ掲載)：採択(コンセンサス、日本は反対の立場を留保)
- ③ポタモトリゴン属の淡水性のエイ類(附属書Ⅱ掲載)：採択(コンセンサス)
- ④サカタザメ類(附属書Ⅱ掲載)：採択(賛成:101、反対:14、棄権:13)
- ⑤ゼブラ・プレコ(附属書Ⅱ掲載、

ただし野生種の商業取引枠は0とする)：ブラジルの原案は同種を附属書Ⅰに掲載するものでしたが、これが第1委員会でも否決(賛成:62、反対:52、棄権:15)されたため、EUが提出していた本修正案をブラジルが全体会

合で再提案し、コンセンサスで採択されました。

⑥バイカナマコ類(附属書Ⅱ掲載)：効力発生を18ヶ月後に延長した上で採択(賛成:97、反対:16、棄権:16)

ここでは、今回の締約国会議で水産種として最も関心を集めたメジロザメ類の附属書掲載を中心に会議の雰囲気を伝えたいと思います。

メジロザメ類は、沿岸域に生息する種も多い一方で、ヨシキリザメのように外洋を広く回遊するものもあり、現在50種以上が確認されています。CITESでは、既にメジロザメ科のうちクロトガリザメとヨゴレの2種が附属書Ⅱに掲載されていますが、今般パナマを始めとする15カ国・地域は、IUCNのレッドリストにより「危機」あるいは「深刻な危機」とされている19種については資源状態が悪化しているとして、また、残りのメジロザメ科全種(35種)については類似種として附属書Ⅱに掲載することを提案しました。

FAOの専門家パネルは、資源状態が悪化しているとしている19種のうち3種についてはCITESの附属書掲載基準に合致するが、その他の種及び類似種については基準にあてはまらないと助言していました。

従来から日本は、漁業対象種についてはCITESではなく地域漁業管理機関や沿岸国が管理すべきであるとしてCITES附属書掲載には反対の立場ですが、特にこの提案については、FAOのパネルもほとんどの種が掲載基準にあてはまらないとしていることに加え、類似種として提案しているものについても判別可能であり、類似種規程を乱用して50種以上もあるメジロザメ科全体を附属書に掲載することはいたずらに管理当局の負担を増すだけであるとして、この提案には反対との立場でした。しかしながら日本は、コンセンサス醸成に協力するという立場から、類似種として提案されている35種を除外して提案国が資源状態が悪化しているとする19種に限定するとの修正提案を行いました。また、ペルーは、類似種とされる中でもヨシキリザメについては判別に問題ないとしてヨシキリザメのみを除くことを提案しました。なお、パナマ等の原提案国は管理体制の準備に時間がかかることを認めて、附属書掲載の発効を条約の規程による90日後から12ヶ月後に延長するとの修正を行っていました。

これらの3つの提案にはそれぞれ賛成、反対の声が上がり、中国はさらに検討するための会期中の作業部会の設置を求めましたが、議長は作業部会を設けたとしても議論の収束は得られないだろうとして中国の提案を退け、投票に付すことにしました。手続規則では、同じ問題について複数の提案がなされた場合には、より規制内容が緩いものから投票することになってきたことから、日本修正案、ペルー修正案、修正原提案の順に投票に移ることになりました。今回のケースでは、手続規則上は、いずれかの提案が採択された時点で、残りの提案は投票に付されないこととなります。投票結果は次の通りです。なお、日本が提案し10カ国以上の支持を得て、すべての提案は秘密投票により行われました。

- 日本修正案：賛成：43、反対：81、棄権：12で**否決**
- ペルー修正案：賛成：33、反対：86、棄権：14で**否決**
- 修正原提案：賛成：88、反対：29、棄権：17で**可決**

ここで、日本修正案よりペルー修正案の賛成国が減少していることが注目されますが、これは、日

本修正案について日本が積極的に働きかけを行ったことが要因の一つと考えられます。また、ペルー修正案の賛成国が概ね修正原提案の反対国となったと想定できますが、それでも修正原提案の反対国は4票も少なくなっています。これは、米国のようにペルー修正案に賛成した上で、修正原提案にも賛成した国が数カ国存在したからだと思われます。日本修正案もペルー修正案も否決された状態となり、さらに修正原提案まで否決されて一切の規制がかからないことは問題だと考えた国が修正原提案に賛成したのでしょう。(秘密投票のため、米国のように投票態度を表明した国を除いてはあくまで想像です。)

今回のメジロザメ科の提案に関しては、50種以上を一括して附属書に掲載するというだけでなく、そのうちの多くをいわゆる類似種規程で取り上げているという問題点が指摘できると思います。今回の締約国会議では、類似種規程を使って同じ科や属にある種全体を附属書に掲載しようとする提案が、メジロザメ類だけでなくシュモクザメ類、サカタザメ類、さらには一部の植物に関する提案でも

見られました。国際取引される野生生物の中で食用水産物と一部の樹木については、取引の際に相当程度加工され一見では判別できないとして、今後も類似種としての提案がなされるケースがあると考えられます。ただし、類似種規程の安易な適用は無制限に管理当局の負担を増やすことになりかねないので、その適用は慎重に検討すべきであると思います。例えば、今回のメジロザメ科の提案において、仮にヒレだけの取引であっても外見等により判別可能だとされるヨシキリザメでさえ、身肉まで加工された場合やサメヒレの繊維一本一本は判別が困難だと主張する国も見受けられましたが、このような主張は類似種規程の乱用だと言わざるを得ないと考えます。今後、これまで資源状態の悪化を理由にしては附属書掲載の提案をできなかった種についてまで、この規程を使って附属書掲載が提案されることが危惧されます。

次回の第20回締約国会議は2025年開催の予定ですが、その時期、開催場所については今後決定されることになります。

IWC68が開催される

2018年9月のブラジル・フロリアーノポリス以来、コロナウイルス蔓延のために延期となっていた第68回IWC総会が、スロベニア政府の招待により10月17日から21日まで同国ポルトローゼで開催されました。今次総会は、日本にとってはIWC脱退、商業捕鯨再開後初めての機会となりましたが、IWCとの協力関係を継続

していくとの観点から、非加盟国からのオブザーバーとして参加しました。GGTも引き続きNGOとしてオブザーバー参加しました。ここでは、その概要について報告します。

参加国

今次総会にはIWC加盟88カ国

中57カ国が参加しました。これは前回の参加64カ国と比較すると7カ国の減少となります。この間のコロナウイルス蔓延や原油価格等の急騰、また、入国のための査証が取得できないといった問題があり、発展途上国を中心に参加が困難な国が多くありました。なお、コロナウイルス蔓延に伴う各国の財政困難に配慮して、直近3年間

については分担金未払いがあっても投票権の停止対象とはしないとの特別措置がとられました。それ以前の未払いもあり、出席57カ国のうち途上国を中心とする6カ国の投票権が停止されていました。

審議事項

会議は全体に審議事項に乏しく、IWC全体の構造改革や予算の問題を除けば、付表改正としては、20年以上にも渡り提出され続けている南大西洋サンクチュアリーの創設1件が、また、決議としては、EU諸国から出された、海洋プラスチック汚染が鯨類に与える影響の評価等に関するもの、持続的利用支持(SU)諸国から出された、食料安保に関するものと、商業捕鯨モラトリアム解除に向けた作業開始に関するものの2件、合計3件が出されたに留まりました。

・IWC全体の構造改革については、新たな下部委員会構成等に関する作業部会における議論が紹介され、今後とも議論が進められることになりました。予算については、厳しい財政状況を踏まえ、2023/24年に全体経費のカットに加え比較的裕福な国(4分類のうち上の2グループ)について23年は5%、24年はさらに1%、分担金を引き上げることとなりました。

た。
・南大西洋サンクチュアリーの創設については、投票権を有して出席している国の数からは、賛成すると予想される国が採択に必要な3/4を超える状況にありました。議長は、すべての問題についてコンセンサスによる決定を目指したいとしていましたし、SU諸国も、コロナ等で出席できない国々へも配慮して、今回の総会では投票による採択は避けるべきだという立場でした。一方で、今回が採択に向けた絶好の機会であると考えた提案国(ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ)を含むブエノスアイレスグループは強行に投票を求めましたが、このような一方的な態度は受け入れられないとしてSU諸国が退席したため、投票時に定足数を満たさず、採決に至りませんでした。ラ米諸国はこの議長の議事運営に不満の声を上げ、定足数の問題は閉会期間中に検討し、次回の総会冒頭で何らかの決定を行うことになりました。

・決議については、プラスチック関連のものは一部修正を加えてコンセンサスで採択されました。一方で、食料安全保障関連のものについては、反捕鯨国から、食料安全保障の重要性は理解するが鯨類はそのことに貢献しない(食料安全保障に貢献できるほど持続的に鯨類を捕獲することはできない)、モ

ラトリアム解除関連のものについては、商業捕鯨モラトリアム解除は認められない、かつての同様の取組も失敗に終わった等の反論があり、提案者であるSU諸国から、閉会期間中にさらに検討して再度次回総会に諮りたいとして、継続審議とすることを提案し、認められました。

議長の改選と次回総会

議長の改選が行われ、新たな議長には副議長を務めてきたギニアのディアロ代表が、副議長には、豪州のゲール代表が選ばれました。次回総会は、ペルーの招請により2024年に同国の首都リマで開催されることとなりました。

終わりに

今次総会は、マスコミの取材や会場外でのデモもまばらで、活気にかける印象を持たせるものでした。唯一盛り上がった南大西洋サンクチュアリーの創設に関する議論において、ラ米諸国を中心に、採決時に退席したSU諸国を無責任だと非難する声があがりましたが、むしろ、本来であればこのような声は、この決議に賛成すると想定されていて、総会を欠席した諸国にまず向けられるべきではないかと強く感じました。

CITESとの関わりを振り返って(その3)

(一社) 自然資源保全協会 業務執行理事 前 章裕

CITESのこれから (まとめとして)

最後にまとめとして、私が感じているワシントン条約の問題点と

どうか感想をいくつかあげてみたいと思います。

まず、会議全体が環境団体の活動の褒賞の場になっているという印象です。世界には、各地域で動

植物保護に地道に取り組んでいる団体が数多くあります。このような努力は尊いものですし、賞賛される取組も多いと思います。一方で、ワシントン条約は世界の180

以上の国々が参加する大きな組織となり、国際取引の規制を通じて絶滅のおそれがある野生生物を守ろうという趣旨を超えて、野生生物保護のための世界的な組織という認識が強くなっているように思います。このような組織において、自分たちが保護に取り組んでいる野生生物が附属書に掲載されるということは、団体のその生物の保護への取組に対する賞賛、あるいは褒賞という意味合いがあるように見えてしかたがありません。締約国会議で提案の一つ一つが採択された際に会議場内で巻き起こる拍手喝采はそのことを如実に表しているように感じてならないのです。こんな風潮があるので、自分たちに関係がない、あるいは関心がない提案がなされた場合には、資源状態に関する科学的な事実にかかわらず、賛成するあるいは少なくとも反対はしないという状況が進んでいるように思います。一生懸命取り組んでいる団体があるのに、附属書掲載に反対することは悪いことだと言わんばかりです。このこともあって、提案がなされれば、科学的な検討や十分な議論もなく採択されるという現実につながっているように思えてなりません。

これも条約の目的や手段の範囲内のものであればわからないことはありませんが、どうも行き過ぎが見られるような気がしてなりません。2019年の第18回締約国会議では、マンモスの牙の貿易が、象牙の取引の隠れ蓑にされかねないということで、マンモスを附属書Ⅱに掲載する提案がなされました。マンモスは既に絶滅した種であり、ワシントン条約で規制対象とすることには無理があることは常識的に考えればすぐにわかる話しですが、そこはゾウに関係する

事柄です。ワシントン条約のロゴマークがゾウを象ったものであることからわかるとおり、ゾウに対する関心は非常に高いものがあります。一部の議論は大変込み入っていて、専門家でないフォローできないまでになっています。流石にこの提案は撤回されましたが、野生生物の保護を前面に据えれば何でもできるという風潮は問題であると思います。新型コロナウイルス蔓延を踏まえて別の側面も出始めています。コロナ感染症の原因が人と野生生物の接触による可能性があることを理由に、野生生物の貿易を制限できるワシントン条約を活用できないかという議論で、作業部会まで設置され、議論されました。野生生物と感染症の問題は人類にとって重要な課題ですが、ワシントン条約の目的を超えることは明らかだと思えます。コールドチェーンの整備が遅れている途上国の一部地域では、今でも食用の動物を生きたまま流通させるケースが見られると思いますが、このような動きは、先進国の途上国への言われのない圧力のように見えてしまうこともあるくらいです。

ワシントン条約は、過度な国際取引によって絶滅のおそれが増している種の保存を目的としたものです。ところが、この目的を超えて、実質的にワシントン条約が野生生物の保護全般について議論する、あるいは、保護すべき野生生物を認定する機関となっていることが、さらには、野生生物保護を訴える団体の運動の場になってしまっていることが大きな問題ではないかと感じています。2～3年毎に開催される会議では、継続審議となっている事柄に加え、新たに多くの附属書掲載提案がなされ、個々の生物についての議論にはわずかの時間しか取られません。提案国が言いたいことを述べて反対する国が反論すると、すぐに投票になります。もちろん絶滅の危機に瀕するようなことにならないように最善の努力が払われるべきですが、一方で、根拠もなく野生生物の持続的利用を阻害するようなものとなってもならないと思えます。そのためには、まず科学的事実の尊重から始めなければなりません。

(おわり)

ユージーン・ラポワント氏、叙勲

CITESの初代事務局長であり、現在IWMC World Conservation Trust (国際野生生物管理連盟)の代表を務められているユージーン・ラポワント氏が、令和4年11月3日、旭日中綬章を贈与されました。おめでとうございます。



ラポワントご夫妻と息子さん、お孫さん